

## 「中小企業者等販路開拓・DX推進支援事業」実施要領

### 1. 事業名

「中小企業者等販路開拓・DX推進支援事業」

### 2. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営・ビジネス環境に大きな変化が生じている中、販路開拓や、デジタル技術を活用した生産性向上につながる取組を行う市内中小企業者を支援するため。

### 3. 事業詳細

(1) 受付期間 令和4年6月1日(水) ～ 令和5年1月31日(火)

※先着順。予算が上限に達し次第終了。

(2) 対象者 次に掲げる要件をいずれも満たす中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に規定するもの)

①法人にあっては市内に本店又は主たる事業所を、個人にあっては市内に主たる事業所及び住所を有していること。

②市税に滞納がないこと(完納証明書による確認)

③新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が5%以上減少していること。

※令和2年2月1日から直近1か月までのうち1月間の売上高と、前年同月の売上高とを比して5パーセント以上減少していること。ただし、開業後3年以上1年未満で、売上高を前年と比較することができない者は、開業後から直近1か月までのうち1月間の売上高と、連続する3月間の平均売上高を比して5パーセント以上減少していること。

上記にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

②次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業

イ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

ウ 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

(3) 対象事業 由布市商工会の支援を受けながら取り組む次の要件を満たすもの。

①新たな販路開拓又は販売促進の取組であること。

②以下に該当する事業を行うものでないこと。

ア 国、県又は市が助成する他の補助金等と重複する事業

イ 概ね1年以内に売上増加につながるが見込まれない事業

(4) 上限額および割合 30万円/1社あたり

(4/5以内 デジタル技術を活用した取組の場合、10/10)

(5) 採択件数 30社

(6) 対象経費

経費区分		内容
1	機械装置等費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
2	広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報 媒体等を活用するために支払われる経費
3	展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費
4	旅費	事業の遂行に必要な情報収集(単なる視察・セミナー研修等参加は除く)や各種調査を行うため、および販路開拓(展示会等の会場との往復を含む)等のための旅費
5	開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
6	委託費	上記1. から5. に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託(委任)するために支払われる経費(例 インスタグラム等での広告掲載委託等)
7	外注費	上記1. から5. に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注(請負)するために支払われる経費(店舗の改装等)

※汎用性の高いもの、通常の事業活動のための設備投資の費用、単なる取り替え更新の機械装置等の購入、単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費等は補助対象外。

(7) 申請および事業報告

①申請書類一式の提出を以て申込とする。申請書類は以下のとおりとする。

- ・申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・由布市長が発行する滞納のない証明書
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少したことがわかる書類
- ・住民票(個人の場合)または法人登記事項証明書(法人の場合)
- ・その他必要な書類

②申請に対して交付を決定したときは、申請者に採択決定通知を送付するものとする。

③申請者への支払は事業報告書提出後に精算払いとする。事業報告の際の必要書類は以下のとおりとする。

- ・事業報告書
- ・事業実績書
- ・収支決算書
- ・契約書及び支払いを証する書類の写し
- ・補助金の交付決定を受けた事業が実施されたことがわかる写真

- ・請求書
- ・その他必要な書類

④申請者が次のいずれかに該当するときは、市の承認を得た上で補助金の採択を取り消すことができる。

- ・補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- ・偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- ・本仕様書および事務局の指示に違反したとき。
- ・その他市長が適当でないと認めたとき。